

近世の街道並木と御林の関係

— 下総・上総国の土気・東金両街道の並木を例に —

秋元悦子

- I. はじめに
- II. 土気・東金両街道と並木の概要
- III. 幕末の関東筋御林と土気・東金両街道の並木
- IV. 近世の並木と御林の関係
- V. 五街道の並木政策と御林
- VI. おわりに

I. はじめに

(1) 研究史と目的

日本における並木は平安時代の宮城内街路樹にその発端を見ることができ¹⁾、その後織田信長が街道に柳や松を植えさせたことが知られている²⁾。そして江戸幕府は五街道を中心とした街道並木の整備をその政策として行った。幕府は並木整備の触書をたびたび出し、住民は並木の保護に勤め、立ち枯れ等の損木を役所に報告し、隙間には苗木を植え付けることが義務とされた。

近世の並木研究はおもに交通史³⁾の枠のなかで行われてきた。その目的は、並木は交通路の施設として「五街道のものは全く旅人休憩本位で多く松杉である。」⁴⁾とされ、道路保護の観点⁵⁾や道を踏み迷わないよう等も指摘⁶⁾された。また、『明治以前日本土木史』⁷⁾では相当量の史料が示されその後の並木研究⁸⁾に寄与し、さらに様々な視点に立った研

究もみられるようになった⁹⁾。近年の体系的な成果としては、児玉幸多・丸山雍成¹⁰⁾が挙げられ、幕府・諸藩の並木保護に対する諸政策を交通史の一部として総轄している。その中で並木の目的は「街道に風情を添え、夏は緑陰を旅路とし、冬は積雪を防ぐをえた。」¹¹⁾といった従来の見解を踏襲しており、また近年刊行された一般向けの書籍¹²⁾でも同様である。

しかし、最近になって土田良一¹³⁾により新たな見解が示された。土田は、街道景観として並木と橋に注目し、並木植栽は將軍の通行を祝い、「徳川家の繁栄を祈念する街道景観の創出」として行われたとする。また、払い下げられた並木は街道筋の材木・燃料資源として使用され、街道を維持するうえで重要な役割を担っていたとする。並木払い下げについては、すでに濱村正三郎¹⁴⁾が指摘し、用材利用では『明治以前日本土木史』¹⁵⁾の紹介があり、平澤毅¹⁶⁾は並木の目的として用材一策案や造船などのため一を挙げている。その中で土田の指摘は恒常的な並木の利用を示唆するものであり、これまでの並木研究に一步踏み込んだものといえよう。

一方、近世の御林研究は農林省山林局¹⁷⁾により管理や運営の紹介がされて以来、天城御林を例とした幕府の林業政策の検討¹⁸⁾にはじまり、所三男¹⁹⁾による幕府および私藩

キーワード 街道並木, 御林, 江戸時代, 交通史, 林政史

の林業の解明等が行われてきた。所は、御林の定義を狭義・広義の二種に分類²⁰⁾しているがいずれも「森林」を指し、並木は含まれていない。また、御林経営にまつわる薪炭流通の面では、君塚仁彦²¹⁾が江戸周辺村御林からの江戸城賄い分御用炭上納を、村側では役として捉えていたことを指摘した。大友一雄²²⁾は、幕末に江戸近国御林が薪炭の品不足・価格高騰解消のため、幕府「炭会所」の指揮下におかれたという。酒井右二²³⁾は貞享～正徳期の利根川流域御林を例として、時代により変化した政策を明らかにした。また、大友²⁴⁾は従来指摘のなかった「御林手入方掛」に着目し、幕末の御林利用のあり方を検討した。掛は江戸への薪炭・船材として関東筋御林からの仕出しに関わり、幕末期の材木・林産物需要の高まりに応じた職務であったことを明らかにした。以上のように薪炭の供給地に関しては、御林のみが対象として検討されてきた。

以前に筆者は明和年間に作成された、土気・東金両街道の松並木に関する絵図「明和五年土気東金街道御並木絵図」(図1)の紹介をした²⁵⁾。絵図には、松並木の様子が描かれ、それを管理する各村名とその範囲が墨書されている(表1参照)。該当地域は下総・上総両国にまたがるが、絵図には国境・村境等は記されておらず、両街道に直接関わる事項以外はほとんど記載されていない。拙稿では、並木の一部が宝暦年間に「御薪」として江戸へ廻送される計画があり、その一環として絵図が作成されたことを明らかにした。

このように街道の並木が江戸に廻送される薪の供給地となった事例は、並木研究でも御林研究でも指摘されたことがなく、並木と御林の研究は全く別の次元で行われてきた。しかし、両者とも幕府の管轄であり、また同様に樹木で構成されている。本稿では両者について幕府の政策上での関係を検討し、その結果、御林の定義には街道並木も含まれていた

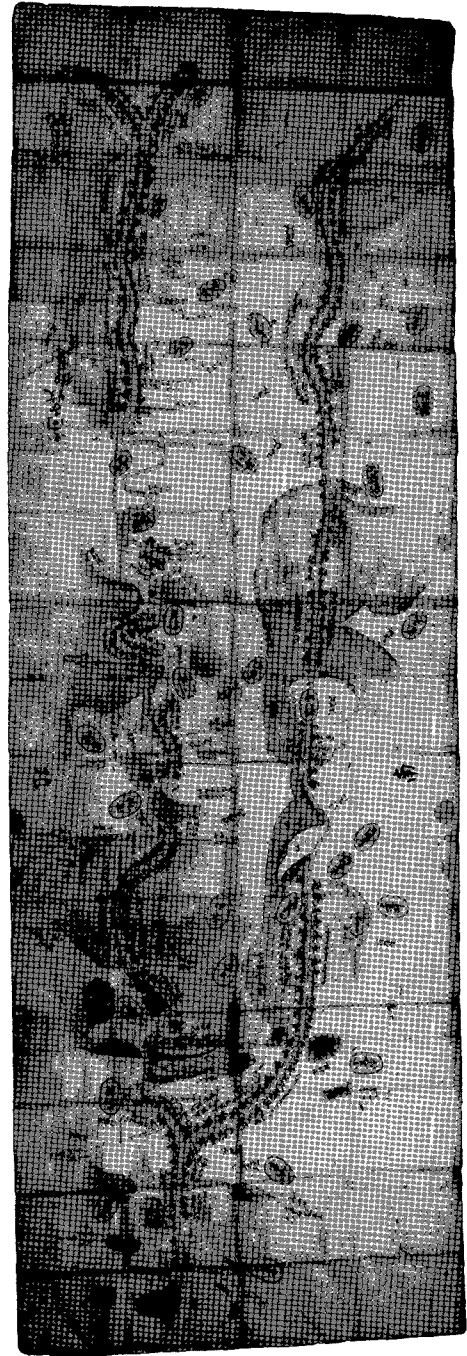


図1 「明和五年土気東金街道御並木絵図」
(千葉県立中央博物館蔵)

表1 「明和五年土気東金街道御並木絵図」記載の各村並木管理距離

土気街道				東金街道			
村名 南側	間	村名 北側	間	村名 南側	間	村名 北側	間
千葉寺	355 (66間無し)	矢作	154				
		星久喜	794				
宮崎	530	宮崎	150	宮崎	189		
仁戸名	1150	仁戸名	1150	仁戸名	206	仁戸名	139
赤井	747	平山	284	坂尾	289	坂尾	289
		遍田	750	平山	909	平山	909
野田	514	野田	542	佐和	217	佐和	237
瀬又	840	高田	1400	川井	129	佐和	82
						高根	106
越知	1080	平川	498			川井	172
						野呂	183
大木戸	1056	高津戸	1056	野呂	140	野呂	140
				中野	211	中野	294
矢指土	922	土気町	940	山田	924	山田	738
				丹尾	120	丹尾	300
				瀧村	856	瀧村	934
				油井	456	油井	372

(注)「〇〇村御並木長〇〇間」という墨書を以上の表にまとめた。表の横列は街道を挟んだ南北両側であるが、厳密には一致しない。(拙稿注25より転載)

こと、また幕末においては、幕府は街道並木を用材の供給源として意識していたことを明らかにすることを目的としている。

(2) 研究の方法

本稿ではまず、研究を進めるきっかけとなった土気・東金両街道の管理状況を明らかにし、並木整備の発端を考察し、これら並木に関する記録について整理する。つぎに、幕末におけるこの並木と幕府の御林政策との関わりを大友の指摘した「御林手入方掛」の活動をとおして明らかにする。そして、近世における御林の範囲を再検討し、並木と御林の関係を確認したい。最後に、幕府の五街道の並木政策と御林政策とを比較し、その関連性を明らかにしたい。

II. 土気・東金両街道と並木の概要

近世の土気・東金両街道は房総半島の間防附近を東西に横断する道で、下総国の千葉町(現千葉市中央区大和橋附近)から東方向にほぼ並行する二本の街道を指す(図2)。西端から追分(現千葉市中央区松が丘付近)までは一本道でそれ以東は二手に分岐し、土気町

(現千葉県山武郡)に至る南側の道を土気街道、東金町(現千葉県東金市)に至る北側の道を東金街道と呼ぶ²⁶⁾。近世の文書においては両街道を一組として扱い「土気東金両街道」としているものが多く見られる。土気街道敷設の由来は明らかにされていないが、東金街道は康正元年(1455)、千葉氏の東下野守常縁が東金城との交通を確保するため開かれたという²⁷⁾。一部変化はあるが、現在でも近世とほぼ同様の路線が道路として使用されている。

用されている。

近世の房総半島にはいわゆる五街道はないが、その付属街道として水戸佐倉道²⁸⁾がある。主な脇往還としては、江戸湾沿いに走る房総往還があり、その中間地点の千葉から東方に土気・東金両街道が伸びている。その先は土気・東金を結ぶ九十九里平野沿岸に沿った道はあるが、主要な都市はない。丸山²⁹⁾によると五街道は道中奉行が支配し、その他の脇往還は勘定奉行が取り扱い、実際には該当地域の幕府代官や諸藩に交通管理の主体的権限があったとしている。土気・東金両街道では、沿道の支配が幕領、藩領、旗本領以外にそれらの相給もあり、非常に複雑であった(表2参照)。本来ならば各地域の支配者が街道の各部分を支配するところが、拙稿で指摘したように、街道全体が一括して幕府代官の管理下に置かれていた³⁰⁾。この理由について検討しておきたい。

山本光正³¹⁾は、房総における水戸佐倉道の道中奉行支配がなかったことを指摘し、その原因を幕府による房総の要塞化とした。房総には東金に將軍家の鷹場があり、江戸初期にはしばしば將軍の御成があったことが知ら

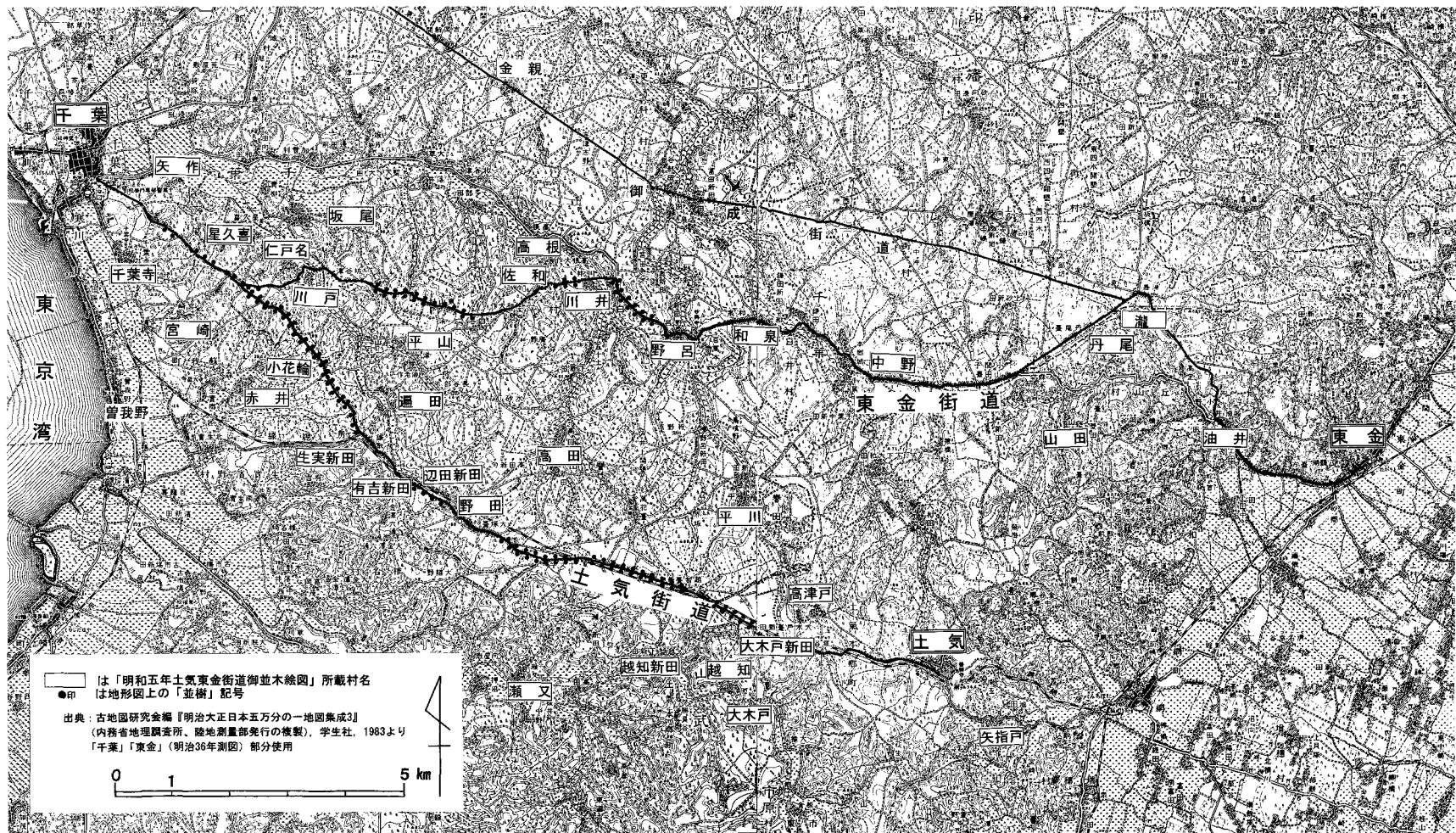


図2 土気・東金両街道附近地形図

表2 関係各村の支配状況

村名	村高	支配者名
矢作	340.7910	戸田能登守領分(佐倉藩)
星久喜*	307.2460	佐倉藩
仁戸名	267.7500	戸田能登守領分(佐倉藩)
川戸*	183.2120	佐倉藩
千葉寺	979.5490	戸田能登守領分(佐倉藩)・千葉寺領
宮崎	324.3940	戸田能登守領分(佐倉藩)
坂尾	1019.1590	戸田能登守領分(佐倉藩)
遍田	166.1480	森川紀伊守(生実藩)
平山	537.462	森川紀伊守(生実藩)
佐和	66.8240	旗本戸田土佐守知行
高根	301.7220	旗本戸田土佐守知行
川井	137.5140	旗本戸田土佐守知行
高田	283.8700	旗本戸田土佐守知行
野呂	391.1420	旗本戸田土佐守知行
和泉	178.5390	戸田下総守
中野	676.9300	旗本土屋長三郎・山本七左衛門・山高九朗七・相馬小次郎・松波六左衛門・小出弥三郎・岡野平左衛門・猪子左大夫・戸田兵庫知行
山田	329.762	(上総山辺郡)内方鉄五郎御代官所・青木兵十郎知行
丹尾	81.451	(上総山辺郡)内方鉄五郎御代官所・伴五兵衛・建部十郎左衛門知行
瀧	1652.38	(上総山辺郡)内方鉄五郎御代官所・黒川左京知行
油井	347.276	(上総山辺郡)内方鉄五郎御代官所・池田筑後守組與力給也
小花輪	128.1820	生実藩
赤井	157.8330	旗本鈴木久太夫・佐々善兵衛・遠山忠兵衛知行
野田*	151.83766	生実藩
瀬又	324.978	(上総市原郡)本郷大和守・中山勝太郎・池田新次郎知行
平川	197.1800	代官所・旗本林甚助・神谷内蔵之助・戸塚万太郎知行・戸田能登守領分
越知	154.1140	(上総山辺郡)旗本三島但馬守知行
高津戸	138.7970	(上総山辺郡)代官所・旗本岩下角弥知行
大木戸	195.8070	(上総山辺郡)旗本水野筑前守・小幡平八郎知行
土気町**	634.1550	(上総山辺郡)旗本松下嘉兵衛知行
矢指戸	432.4326	(上総山辺郡)旗本石丸孫之丞・神谷銀一郎・久保伝左衛門知行

辺田新田・生実新田・有吉新田・越知新田・大木戸新田各村は資料なし。

*は、木村礎校訂『旧高田領取調帳』(日本史料選書5・関東編、近藤出版社、1969)より、**は寛政5年(1793)『上総国村高帳』(改訂房総叢書刊行会編『改訂房総叢書第5輯第9巻』、同会発行、1959所収)により、その他は宝暦11年(1761)『下総各村級分』同前書所収。

れている。本保弘文³²⁾は、徳川家康が東金鷹場での鷹狩りのため、慶長18年(1613)に短期間で新規に「御成街道」を造成させ、江戸時代初期の將軍はそれを利用したとする。それは房総往還の船橋(現千葉県船橋市)から東南に内陸に入り、ほぼ直線に走り、金親村(現千葉市若葉区附近)を通過し、現東金市の西で東金街道と合流していた。このことは、東金街道もまた將軍の通行があったことを想定させる。

土気・東金両街道に関する史料には、荷物の附越関連の文書が多くあり、両街道は房総

半島東面の九十九里浜側から江戸方面への商品運搬路として利用されたことが知られている³³⁾。これらの史料中には土気街道を「御成道」³⁴⁾と記すものが散見される。また、宝暦12年(1762)には「権現公様被為遊御成候御道筋にて、殊ニ御茶屋跡も有之、右御茶屋跡より野田村迄貳里八丁之間、土気町御預り場所にて、御並木有之……、当国外往還とハ格別之儀ニ忝恐存候」(傍点は筆者、以下すべて同様)とある³⁵⁾。

『徳川実紀』慶長19年(1614)1月、元和元年(1615)11月³⁶⁾に、將軍は東金鷹場に往来

の際「千葉」を經由したとある。本保³⁷⁾はこの「千葉」の位置は千葉町のことでなく、「御成街道」沿いの「御茶屋御殿」(現千葉市若葉区御殿町)であると想定している。しかし、川名登³⁸⁾が指摘するように、將軍は「御成街道」以外に千葉町を經由し土気・東金両街道を通行して東金鷹場を往来した場合もあった。『徳川実紀』にはそれ以前には「千葉」とされているが、元和7年(1621)11月³⁹⁾には「金親」で休息したと記載されている。このように「千葉」と「金親」を区別していることから、「金親」が御茶屋御殿近くの金親村⁴⁰⁾を指し、「千葉」は千葉町(現千葉市)を指していると考えられる。「千葉」を經由し東金鷹場に至るのは、土気・東金両街道であり、そこもまた「御成道」であったといえよう。

將軍自身の東金御成は、寛永7年(1630)⁴¹⁾を最後にその後は行われなくなるが、土気・東金両街道沿いの村々には、鷹匠が名代として通行・宿泊するという記録がみられるようになる⁴²⁾。一方「御成街道」の近郊では名代通行に関する記録はなく、街道自体がほとんど使用されなくなる。以上から、土気・東金両街道は商品運搬路として以外に、將軍または名代の通行がしばしばあった街道であることがわかり、このことが脇往還であるにも関わらず、幕府代官の一括支配が行われた理由と考えられる。

つぎに、並木整備の発端をみると、前掲の宝暦12年の史料には御成の記述のあとに「御並木有之」とされている。土田⁴³⁾の指摘する、五街道の並木整備の目的が將軍の通行とすれば、土気・東金両街道でも將軍の御成や、名代通行のため並木の整備が開始されたと考えられよう。一方で商品運搬路として利用された際の「旅人休憩本位」という効用も当然あったであろう。また、さきに紹介した「御成街道」にも並木が存在したことが知られるが、史料不足のため詳細は不明である⁴⁴⁾。

土気・東金両街道の並木の記録は、寛文6年(1666)の裁許絵図に描かれたもの⁴⁵⁾が最古で、文字史料としては延宝2年(1674)の代官による並木見分の記録が初出である⁴⁶⁾。その後も、代官の見分記録が数度知られ⁴⁷⁾、代官に提出した「御並木帳」(第3章で後述)の類が明和から明治初期に至るまで7件残存⁴⁸⁾しており、江戸時代前期より明治初期まで、両街道の並木が整備され続けていたことがわかる。また、図2からは、土気・東金両街道の両側には明治後期にも相当数の並木が残存していたことがわかる。

並木の記録についてみると、五街道の場合は道中奉行が沿道宿村を支配し、街道並木は各宿村が管理をしていた。『五街道宿村大概帳』や東海道沿いの村明細帳⁴⁹⁾などには、宿毎に並木の管轄間数が明記されている。また、道中奉行の管轄下になかった房総の水戸佐倉道でも、村差出帳の類に並木の記載がみられる⁵⁰⁾。一方、土気・東金両街道地域では、村差出帳の類に並木についての記述は見られず、並木が各村の領主の支配になっていなかったことが窺える。

Ⅲ. 幕末の関東筋御林と土気・東金両街道の並木

さきに、土気・東金両街道の並木が幕府代官の一括支配であったとしたが、幕末になると、代官以外が並木を見分した記録がある。土気街道の野田村から、安政3年(1856)11月に並木損木の払い下げ料金を記した文書は、宛先が「御林御見分御懸御役人中様」⁵¹⁾であり、差出人は「佐々木道太郎支配所右付百姓代」他とあり、佐々木道太郎は幕府の代官である。また、土気街道の川井村に文久3年(1863)「御並木風損木立枯木、夫々御吟味書・御先触御廻状写致度扣」(石原憲男鷹蔵)⁵²⁾があり、たびたび「関東筋村々御林見分」に幕府の勘定や普請役、御林手代などが廻村し、並木の見分をした記録がみられる。

幕末の「関東筋村々御林見分」については、林政史の上ではすでに大友一雄が⁵³⁾、「御林手入方掛」に焦点をあてて検討している。以下にその概要を示す。

老中水野忠邦は、林野資源の保全に注目し、天保11年(1840)に関東筋御林を対象として、勘定方に「御林手入方掛」を設置した。同掛が各代官に代わり直接御林の手入れを強化した。同掛のメンバーは、勘定・御林手代・普請役で構成されていた。嘉永末年(1854)以降、同掛は幕府の緊急用材(品川台場・京都御所再建・大船建造)仕出しに多く関係するようになった。その活動は安政5年(1858)に一旦中止されたが、文久2年(1862)頃再設置され、薪炭や船材などの御用材仕出し、御林の新開を行うようになったという。特に江戸の薪炭価格が急騰する文久期以降は積極的に薪炭確保に努めた。この中で、大友は下総国では根戸村御林における同掛の活動の例を挙げているが、土気・東金両街道の「関東筋御林見分」については触れていない。

大友によると安政5年(1858)9月御林手入方掛が一旦中止された際、掛(勘定)から代官へ御林の管理の引き渡し手続きが行われたとする⁵⁴⁾。土気街道の宮崎村に残る安政5年(1858)「土気・東金両往還御並木木数改帳」⁵⁵⁾には、両街道沿いの仁戸名・坂尾・平山・宮崎・星久喜・赤井・遍田各村が担当する並木の本数、太さ、大きさ、寛政以降の増減が村別に記録されている。その末尾に、

右者御勘定前原八十郎様御普請役藤井直次郎様近藤力蔵様山中庸三郎様佐々木道太郎様御手代平塚守之助様御出役ニ而土気東金往還御並木御損木天保十一子年已来御取調御改被仰候処右合七ヶ村一同據無之差支候ニ付上総廣野山御出役先江罷出御手代平塚守之助様御控帳拝借い多し写取申候為後事爰ニ著

安政五午年

九月

宮崎村

名主 傳右衛門(印)

とあり、前原八十郎・藤井直次郎・近藤力三・山中庸三郎らが天保11年(1840)以来、両街道並木の管理をしていたことがわかる。天保11年は御林手入方掛が設置された年である。前原・山中は大友論文の中で御林手入方掛⁵⁶⁾として挙げられた人物で、同時期の安政5年9月に下総国根戸村・白井村では、同様のメンバーが御林の引き渡しを行っている⁵⁷⁾(表3参照)。このことから土気・東金両街道の並木でも、関東筋御林と同様に勘定から代官にその管理が返還されたときの史料と考えられる⁵⁸⁾。

この御林手入方掛にかかわる史料として、先に示した文久3年の川井村の文書がある⁵⁹⁾(以下、石原文書と略記する)。それまで宛てが御林御掛役人様であったのが、万延2年(文久元年(1861))の史料は、宛てが再び代官佐々木道太郎になっており、同掛から代官へ管理の返還が行われたことがわかる(石原文書)。

差上申御吟味書之事

下総国千葉郡 川井村

東金往還並木沓処

木数六十式本之内

一 風折

立枯 松式本

此尺ノ八本四分五里四毛

此訳ケ

風折松沓本 但し長式間

此尺ノ三本四分六里沓毛

目通五尺廻り

立枯松沓本 但し長五間

此尺ノ四本九分九里沓毛

目通五尺五寸廻り

右村之地内東金土気両往還並木之内損木出多候段、訴上候ニ付御見分与して可被□□越木数寸間御改請候処、書面之通相違無御座候最も右者木品ハ悉く朽、腐又者雨露入ニ而御用材者勿論御薪廻リ木難

表3 御林手入方掛の記載人名

年号	西暦	地域名	事項	史料中に記載されている人名	出典
弘化2年9月	1845	井の頭御林	御林手入御用	山岡伊織, 普請役人代わり大貫裕次郎	注24) 大友論文, 21頁表
嘉永4年11月	1851	井の頭御林	御林手入御用	勘定前原八十郎, 御林手入方片山春助, 御林手代小村平兵衛	同上
嘉永6年1月	1853	井の頭御林	御林植付苗木見分	勘定前原八十郎, 勘定所出役石黒喜十郎, 御林御掛齊藤三朗助	同上
嘉永7年8月	1854	根戸村御林	御林御見分御掛	御勘定星野三朗, 御林御掛で普請役島崎勇三郎	安政元年「御林植立中諸書付扣」『柏市史資料編8』, 46頁
安政3年4月	1856	根戸村御林		御勘定中嶋金之丞, 御林御掛島崎勇三郎, 近藤力三	同上49頁
安政3年11月		土気東金両街道並木	並木風損木の売り払い代金について	御林御見分御懸御役人中様	『千葉市史史料編4』238頁表, 森田毅蔵
安政4年	1857	土気東金両街道並木	風損木の支払い	齊藤嘉兵衛へ	「土気東金両往還御並木木敷改帳」石橋美智子蔵, 宮崎村古文書
安政4年5月		井の頭御林	御林損木伐出	勘定前原八十郎, 普請役上条元之助, 杉浦武三郎, 御林手入掛り齊藤三朗助	注24) 大友論文, 21頁表
安政4年11月		井の頭御林	御林損木伐出	勘定前原八十郎, 御林手入方掛り齊藤三朗助, 山中庸三郎, 齊藤嘉兵衛へ	同上
安政5年7~9月	1858	白井村御林	御林木敷改并引渡	御林手入方掛近藤力三, 山中庸三郎, 御普請役見習い藤井直次郎	「安政御用留日記/覚」『白井町史史料集3』, 342-344頁
安政5年9月		土気東金両街道並木		御勘定前原八十郎, 御普請役藤井直次郎, 近藤力三, 山中庸三郎	「土気東金両往還御並木木敷改帳」石橋美智子蔵, 宮崎村古文書
安政5年9月		根戸村御林	御支配様御役所江御引渡之趣	御勘定前原八十郎, 御普請役藤井直次郎, 御林手入方掛山中庸三郎, 手代平塚守之助	安政元年「御林御用留」『柏市史資料編8』, 54頁
万延2年(文久元年)11月	1861	土気東金両街道並木	安房上総下総国村々御林見分/東金往還御並木損木の分江戸御薪廻し方	御普請役, 和田勇太郎, 荒堀豊太郎/佐々木道太郎手代大沢賢介	「御並木風損木立枯木大夫御吟味書並御先触御廻状写致度控」石原薫男蔵文書113, (『千葉市史史料編5』, 157頁, *)
文久2年3月	1862	土気東金両街道並木	関東筋村々御林見分	御林手代野崎惣八郎	同上
文久2年3月		根戸村御林	関東筋村々御林見分	御林手代野崎惣八郎	「根戸村御用留374」『柏市史資料編9』, 143頁
文久2年10月		津久井御林	船材さがし, 新開発	前原, 普請役町田喜藤右衛門, 中村源右衛門	注24) 大友論文, 40頁
文久3年1月	1863	土気東金両街道並木	関東筋村々御林新開場見地並び御船材切り出し	植村喜兵衛, 村岡半次郎/普請役宮本恒次郎/勘定吟味役野口勉次郎, 佐々木道太郎手代	「御並木風損木立枯木大夫御吟味書並御先触御廻状写致度控」石原薫男蔵文書113, (『千葉市史史料編5』, 157頁, *)
文久3年4月		根戸村御林	御林御見分御役人		文久3年「薪伐出請証文」『柏市史資料編8』, 62頁
元治元年4月	1864	井の頭御林		勘定野口忠四郎	注24) 大友論文, 42頁
慶応元年6月	1865	根戸村御林	御軍艦御用木伐出方	御勘定沢木勇之進, 前原八十郎	『柏市史資料編9』, 145頁
慶応元年12月		根戸村御林		御勘定沢木勇之進, 御普請役岡野次郎一, 荒井竹之丞	万延元年「御林御用留」『柏市史資料編8』, 59頁
その他		井の頭御林		御林手代塚田金蔵, 岩上象右衛門, 普請役萩野捨次郎	注24) 大友論文, 26頁

相成、其ノ上津出し場遠路ニ而江戸御薪廻し直難相成、仰ニ付所御拂口損口入札御触御座候得者望人無之候ニ付、村買受被仰付直段之義精く相増旨再応御吟味、ニ付書面之通相増し候……(中略)……何卒書面代して取を以御拂被仰付候処仕度口存候、依之連印御吟味処差上申候仍而如件

下総国千葉郡川井村

万延二酉年

四月十一日 組頭 傳右衛門
甚左衛門
名主 喜忠次

佐々木道太郎様

御手代 大澤健介様

この史料では並木に損木等が発生した場合には、その木材は江戸へ廻送する事を前提としている。これまで並木の損木は村に払いさげられるか、街道の整備に使用されると考えられていた。並木を薪として廻送する事例は、拙稿で指摘した土気・東金両街道で宝暦期の廻送が知られているだけである。

また、同年11月に「安房上総下総国村々御林見分」として並木の見分が行われた(石原文書)。

覚

一馬壹疋外二人足五人
右者安房上総下総国村々御林見分与して其筋廻村致し候条得其意書面之人馬差出御定之賃銭請取之荷物無遅滞継立可申且休泊割之義別帳相添遣し候条可得其意此先触早々順達泊り村ニ而着候節可申被相返候以上

御普請役 和田勇太郎印

酉十一月 荒堀豊太郎印

廻村先々 役人中

追而御林見分村々之義者別紙を以申達候間可得其以候以上

和田・荒堀については初出であるが、この形式から御林手入方掛の一員であることは明ら

かである。大友は、御林手入方掛の再設置を文久2年頃としている⁶⁰⁾が、前年11月にはすでにその活動が再開されていたことがわかる。この見分の結果は、以下の通りである(石原文書)。

乍恐以書付奉願上候

一 松御薪百束ニ付 但長壹尺八寸
式尺七寸縄
尺壹本拾二束之積リ
金式百四拾五文 伐吏縄賃縄代共一式
同五百廿七文 御並木曾我野河岸迄
道法式里半余之賃
同三百五拾文六分 右河岸江戸迄海上八里船賃解下賃共

金壹貫百式文六分

右者東金往還御並木損木之分江戸御薪廻し可被仰付成付、伐吏運賃其外一式村請之積り取調可被申上旨申仰渡、尚又減方再應御吟味ニ付難渋二者御座候得共所役口爲精々減方仕取調候処書面之通相違無御座候此上減方御吟味、御座候而者違反御免相願候文無御座候間何卒以、御慈悲右段御聞濟被為下置候処奉願上候以上

文久元酉年十一月

戸田河内守知行所

下総国千葉郡川井村

御普請役 組頭傳右衛門
荒堀豊太郎様 同甚左衛門
和田勇太郎様 名主喜忠次
佐々木道太郎様

御手代 大澤健介様

これによると、いくばくかの損木があり、江戸へ薪として出荷する費用のうち、並木から曾我野河岸まで、さらに河岸から江戸迄の船賃などを村方に見積もらせている。結果的には幕府は伐吏縄の経費しか認めず、薪の売り上げ代金543文から経費を差し引いた残りの、298文が幕府に支払われた⁶¹⁾。

翌文久2年(1862)3月、前年11月の再見分として御林手代野崎惣八郎が廻村し、並木損

木払い下げの値段を決めている（石原文書）。

去酉年十一月中御普請役見分有之候其村、並木損木之義今般御林手代野崎惣八郎、再見分与して被罷出候間御達有之近、廻村、見分可有之候間可得其意候此廻状割付を以、早々順達留り村、可被相返もの也 佐々木道太郎役所 印 戌三月六日

川井村外九ヶ村
役人中

また、

乍恐以書付奉申上候
一立枯風折式本
此代金壹分式朱 末木増し分共
右者村方江頂戴被仰付候て前書代金上納
可仕り候間何卒御買請被仰付候様仕度此
段御尋候付奉申上候以上

戸田河内守知行

下総国千葉郡川井村

組頭 傳右衛門

文久二戌年三月 甚左衛門

御林御手代 名主 兵忠次

野崎惣八郎様

同時期の野崎の廻村は根戸村御林でも記録がある⁶²⁾（表3参照）。また、翌文久3年1月には、土気・東金両街道に「関東筋村々御林新開場見地並び御船材切り出し」の廻村があった（石原文書）。

文久三亥年

御並木並御改

御勘定植村喜兵衛様 御□□五郎

同御吟味下役野口勉次郎様 御高□五郎

御普請役 宮本恒太郎様

御代官

佐々木道太郎御手代

原祐之助様 御□□□

植村喜兵衛は、大友も指摘⁶³⁾するように、御林手入方掛の中心人物として前原八十郎とともに名前を連ねていた人物で、その廻村先は関八州にわたり、新開地や船材確保にあ

たったという。このときの見分の結果、文久3年2月に金1分永181文6分が代官竹垣三右衛門へ支払われた（石原文書）。

前書之通奉願上候處木数三本此代永御吟味増合金壹分永百八拾壹文六分ニ而御拂被仰付候間極印御林伐取可申候尤代永之義者御代官竹垣三右衛門様御役所江上納可仕旨被仰渡承知畏奉候依之御請印形差上申候故仍而如件

亥 二月 右

金兵衛

傳右衛門

喜忠次

御林御懸

御役人中様

並木の代金については、安政4年(1857)3月に、仁戸名・星久喜・宮崎・赤井各村で前年に出た並木の風損木代金を、斉藤加(嘉)兵衛宛てに上納している例がある⁶⁴⁾。大友は、斉藤嘉兵衛は馬喰町の代官で御林の手入れに関わる金銭出納を行っている⁶⁵⁾と指摘しているが、竹垣三右衛門もまた江戸詰の代官であった⁶⁶⁾。土気・東金両街道の並木は、他の関東筋御林と財政上でも同様に扱われていたことがわかる。

ところで、土気・東金両街道近隣にも御林が存在する。表4は管見の史料中の御林名を抽出したものであるが、その数は45ヶ所を数える。他の関東筋御林と同様に以前から江戸へ薪の仕出しをしている例もあり⁶⁷⁾、幕末では安政7年(1860)に坂尾村の五郎林から、本丸炎上のため御建材として3160本もの木材を出した⁶⁸⁾。それ以降明治初期までの間に、住民に払い下げられた御林も数カ所知られている⁶⁹⁾。しかし、幕末の御林手入方掛とこれら御林とに関連する史料がほとんど残されていないため、当該地域の御林に同掛がどの程度関与したか、並木との関係も含めて、今後検討が必要である。

図4 土気・東金両街道附近の御林名一覧

村名	御林の名称	史料記載の大きさ	m ²	年号	西暦	史料名	所蔵者	出典
有吉村	出来ヶ谷御林			嘉永6年9月	1853	御用留<回状>		千葉史編4, 85頁
和泉村	木ノ間山	4反3畝歩	4261	享保12年3月	1727	下総国千葉郡和泉村差出帳	太田武夫文書4	千葉史編5, 401頁
	中山	7反3畝24歩	7313	宝永3年10月	1706	お林書き上げ覚	酒井巖家文書7	千葉史編5, 410頁
	中山	8反5畝6歩	8442	同上	同上	同上	同上	同上
	久助山	長260間横50間	42589	同上	同上	同上	同上	同上
大木戸村	萱野御林	1町2畝, 長51間, 平均横6間, 平均1カ所	10108	元禄11年	1698	上総国市原郡大木戸村田畑差出	伊藤政明文書1	千葉史編6, 592頁
川井村	(不明)	80*70間	18346	嘉永2年2月	1849	御知行所御林之写	中田鳥海和家文書20	千葉史編5, 38頁
北生実村	立並木御林			嘉永6年9月	1853	御用留<回状>		千葉史編4, 85頁
	内三重堀御林			同上	同上	同上		同上
	外二重堀御林			同上	同上	同上		同上
	高沢腰道通御林			同上	同上	同上		同上
小花輪村	西のさく林			同上	同上	松林払入札申付		同上
	谷のへた			同上	同上	同上		同上
	谷の台			同上	同上	同上		同上
	内原			同上	同上	同上		同上
	内原中			同上	同上	同上		同上
	山王台			同上	同上	同上		同上
	古林			同上	同上	同上		同上
坂尾村	五郎御林	430間*94間	132419	元禄14	1701	千葉郡坂尾村差出帳	林光邦文書	千葉史編2, 306頁
	城山御林	80*39間	10221	同上	同上	同上	同上	同上
	捨三房御林	100*50間	16380	同上	同上	同上	同上	同上
	下田御林	108*18間	6368	同上	同上	同上	同上	同上
高田村	(不明)	308*270間, 27町7反2畝歩	272440	嘉永2年2月	1849	御知行所御林之写	中田鳥海和家文書20	千葉史編5, 37頁
高根村	堀作	反1畝18歩	1149	同上	同上	御知行所御林之写	同上	千葉史編5, 38頁
	新山	3反2畝歩	3174	同上	同上	同上	同上	同上
	善店新林	7反歩	6940	同上	同上	同上	同上	同上
土気町	北門御林	長90間横46間	13563	宝暦6年	1756	山辺郡土気町御差出し帳之写	吹野美和文書1-42	千葉史編6, 32頁
	御蔵林	長60間横9間	1769	同上	同上	同上	同上	同上
	狸尻御林	長150間横120間	50934	同上	同上	同上	同上	同上
戸田村	(御林はなし, 地頭林は2箇所)			宝暦12年10月	1762	戸田村明細帳	麻生一郎	山武町史203頁
仁戸名	牛入御林	6町4反8畝10歩, 178*137*125*130間,	64249	天保3年2月	1832	仁戸名村差出帳	安藤岩夫	千葉史編2, 240頁
	新立御林	3町7反5畝歩, 225*225*70*30間	36670	同上	同上	同上	同上	同上
野呂村	(不明)	143*120間	56218	嘉永2年2月	1849	御知行所御林之写	中田鳥海和家文書20	千葉史編5, 38頁
	(不明)		49796	同上	同上	同上	同上	同上
平川村	下邊竹御林	84坪	294	宝永7年	1710	御林改帳	平川町有文書8	千葉史編7, 65頁
	八溝台御林	10788坪, 130*95間	40459	同上	同上	同上	同上	同上
	同長作御林	17056坪, 178*152間	88638	同上	同上	同上	同上	同上
	新田御林	13340坪, 140*81間	37150	同上	同上	同上	同上	同上
	同所御林	276坪, 23*12間	904	同上	同上	同上	同上	同上
	南台御林	20880坪, 182*116間	69165	同上	同上	同上	同上	同上
	山崎御林	4028坪, 106*38間	14098	同上	同上	同上	同上	同上
	長作同所御林(権右衛門, 五郎右衛門, 七郎兵衛分)	120坪, 2650坪, 128坪, 1296坪, 1004坪, 1580坪, 560坪, 696坪	28119	同上	同上	同上	同上	同上
平山村	長谷部御林			安政4年10月	1857	諸願書抄のうち(3)乍恐以書付奉願上候		千葉史編4, 317頁
辺田村	(不明, 2箇所)			延享3年	1746	辺田方村鑑		東金市史史料編1, 162頁
星久喜	鎌池台	4町5反2畝歩分	44796	元禄13年正月	1700	乍恐以書付奉願上候御事	吉田公平	千葉史編2, 106頁

村名は五十音順、面積は史料の表記により筆者がおよそのm²に計算した(1町9910m², 1坪3.5m², 1間1.81m)。出典欄の「千葉史編」は「千葉市史史料編」の略。

IV. 近世の並木と御林の関係

江戸幕府の林業政策は、初期以来の濫伐などによる林産資源の著しい後退に対して、復旧施策に終始するものであったという⁷⁰⁾。御林を整備するため、たびたび代官への達や申渡が出された。その中で、並木についても言及している史料がある。

……御林木薄き場所者勿論、往還筋並木之義も、減少いたし候ヶ所江者無油断苗木植付、往々御用材に可相成様、……

(天保8年5月(1837))⁷¹⁾

……近来御林並並木手入方ハ勿論、風損立枯木等有之候而も、……

(天保12年7月(1841))⁷²⁾

これらの史料は御林に関する研究論文で引用されたこともあるが⁷³⁾、その中で並木については触れられていない。また、樹木が立ち枯れを起こした際の連絡や植継ぎに関して、御林と並列して並木に言及している例がある。たとえば、

御代官所御預所御林等并並木之内立枯風折雪折根返り等有之、御拂之積被相同候處、前々より見合下直付糶増申付候所、日數相掛吟味之上、……

(明和7年10月(1770))⁷⁴⁾

村々破損之ヶ所支配勘定致廻村、御修復見分目論見いたし候に付而は、……。

一、往還並木立枯等之事、場所跡植等閑にいたし候か之事。……

一、御林木薄き場所植足之儀、……

(安永4年12月(1775))⁷⁵⁾

一御林木并道筋並木風折・根返り立枯木之内、木性宜分以来ハ御払ニ不致、角取・杣板挽賃御入用積いたし、……、尤御勘定所え板角之寸間書出置、最寄樋・橋御遣方ニ相廻し候様可被致候

(安永7年7月(1778))⁷⁶⁾

などがある。三河国では、

御林の内風折立枯の木有之は、……、道

筋並木の儀は御林同然たるへし。⁷⁷⁾

とあり、また加賀藩では江戸初期から末期まで御林と同様に並木の植え立てや保護をしている⁷⁸⁾。

下総国内でみると、葛飾郡花野井村では寛保元年(1741)「杉並木長四百七十七間壺カ所、右之他御林無御座候」⁷⁹⁾とし、並木の他に「御林」はないと表現して、並木を御林の一部ととらえている。同国内では「并(並)木御林御座候 長四拾五間横壺間」⁸⁰⁾といった「御林並木」または「並木御林」という表現が多く見られる⁸¹⁾。第2章で示したいいわゆる「御成街道」にかかわる史料では、「新街道御林北かわ、同所南かわ」⁸²⁾と表現しており、これらは明らかに並木のことを指している。これら下総国内の史料は、ほとんどが五街道に準ずるとされた、水戸佐倉道附近の並木を中心としている。

土気・東金両街道地域でも、文久3年(1863)2月に(石原文書)、

字とうがね往還

一 御林壺ヶ所

尺八本四分六里三毛

長五間

松口木壺本

目通七尺

と、東金街道の並木が「御林」と記載されている史料がある。また、明治の廃藩置県の際の調査では、土気・東金両街道の並木を御林とともに報告させている⁸³⁾。

文書上での並木と御林の管理状況を確認すると、御林にはいわゆる「御山帳」「御林帳」といった台帳があり、元禄期に「諸国御林帳」が作成されたことにはじまるという⁸⁴⁾。一般的に御林帳には字名、御林名はもとより、木数は総本数を記し、その内訳に目通り・寸間に応じて区分した本数や小木苗木の数、節木曲木の数、木の総数の増減も記入された。さらに最寄りの河岸までの距離、河岸から江戸までの距離や、伐りだしの難易度などが記された⁸⁵⁾。

並木に関する台帳は、これまで指摘されたことがないが、「御並木帳⁸⁶⁾」の類が挙げられる。筆者の知り得た五街道の例を挙げると、日光道⁸⁷⁾、東海道赤坂宿⁸⁸⁾・御油宿⁸⁹⁾・由比宿⁹⁰⁾、二川宿⁹¹⁾などにみられる。また土気・東金両街道では、第2章で紹介したように明和以降明治期までに7件⁹²⁾みられる。さらに、街道並木ではないが川越では堤の並木にも台帳⁹³⁾が作成された。御並木帳のうち、典型的と思われる例を示す⁹⁴⁾。

上書 往還並木書上帳 本下書也
池田岩之丞御代官所

東海道駿河国庵原郡由比宿・奥津宿之間
今宿村

由比宿・奥津宿之間南側

一往還土手敷地並木 但、長式百八拾間
御並木百四拾三本

此訳

松木 九拾六本 但目通四尺五寸
廻り六壺丈三尺迄
長壺間半七間迄

同 四拾七本 但目通三尺廻り
六四尺四寸迄
長壺間六間迄

外ニ

苗木松四拾五本 度々御触ニ付去寅
・卯植付候分

内 拾式本 当時根付居候分
三拾三本 当時立枯枯失等
ニ相成候分

右者当村往還並木数書上候処、相違無御
座候、以上

天保拾四卯年十一月十七日

庵原郡今宿村
百姓代 作右衛門
組頭 與八
名主 源治郎

以上のように、御並木帳は御林帳と非常に酷似しているが、相違点もあり、最寄りの河

岸への距離、河岸から江戸までの距離の記載がない。また並木の場合、その大きさを一本ずつ植栽順に記したのも見受けられる。

また、並木の情報は御並木帳のみに限定されたものではなかった。本章の冒頭で紹介した申し渡し⁹⁵⁾を前後も含めて再度示す。

一、右之通、寛政四子年申渡置候處、近
来御林並並木手入方ハ勿論、風損立枯木
等有之候而も、取斗同等も及延引、不都
合之次第も相聞如何之事ニ候、以後寛政
度之御趣意ニ基キ、御林帳相改候儀者勿
論都而取締方嚴重ニ心附、風損立枯等有
之候ハ速ニ取斗方相伺、……、往々御
用材ニ相成候様厚心附、且損木御拂等之
儀ニ付、別段見込之趣も有之候ハ、
早々取調可被申聞候。

御林も並木も「御林帳」で管理し、「御用材」となるよう心得るように、とある。

東海道の二川宿では、御林と並木を同一文書で扱っている例が管見だけでも13例みられる⁹⁶⁾。たとえば、二川宿の加宿である大岩では、本数・寸間・根返り・枯れ木などが、御林・並木とも同一文書に記入され、題名も「御林並松木数書上帳」⁹⁷⁾となっている。御油宿では以下のように往還並木が御林帳に記載されていた⁹⁸⁾。

覚

東海道往還並木
木数式拾式本之内

一立枯松木老本但長四間目通七尺廻

右者其宿東海道往還並木立枯ニ相成候分書
面之通改之上伐渡候間此手形を以御林帳之
面相減被可候以上

文政四巳年十二月

伊奈友之助手代
野田順八印

右宿中

名主

組頭中

また、明治初期の政府による官林調査で

は、御林帳の内容に、御林以外に往還の並木の状況をも含んで提出させている⁹⁹⁾。

土気・東金両街道では、明和5年「御並木御改ニ付諸事覚書」¹⁰⁰⁾中に、土気街道の土気町から野田村迄の村と、東金街道の東地域5ヶ村の並木附村から代官宛の申し入れがある。

一私共村々御並木附此度御改被成候ニ付、銘々地境間数御並木長寸尺目通、其外御改之節、御案内之義委細承知奉畏候右被仰渡候通私共兼而内見仕御見分之節指支無之様可仕候、尤寸尺目通御並木口所口至迄御林帳ニ引合不申候訳有之候敷、又ハ御並木之致方有之候ハ、何分之御吟味之度可被仰付候依之村々御口口印形指上申処如件、……

並木見分については承知しているが、並木の情報については「御林帳」を参照してほしい旨を村側が申し入れている。並木の大きさに関わる詳細が御林帳¹⁰¹⁾に練り込まれていたことがわかり、その一方で同年には並木だけを対象とした御並木帳の類が作成されている¹⁰²⁾。また、次に挙げる寛政3年(1791)の川井村の文書¹⁰³⁾には、川井村の管轄する並木の本数や大きさをまとめた報告がある。

東金往還 南北両側 北側百七拾貳間
一並木長延三百四拾四間 壱ヶ所
成木数 拾貳本
外ニ壱本 立枯御拂伐者御林帳ニ有減此訳……

立ち枯れの伐ち払いについては、御林帳に記録があるという。

V. 五街道の並木政策と御林

最後に、幕府の五街道の並木政策と御林の政策の関連性についてみておきたい。五街道の管理をしていた道中奉行について沿革を確認しておく。丸山¹⁰⁴⁾によると、道中奉行ということばの初出は寛永9年(1632)で、それ以前は老中が所管していたという。のちに大

目付と勘定奉行が兼任の二人体制になり、勘定組頭、支配勘定が兼務とした。正徳2年(1721)以降、道中奉行に与力と同心が付属し、道橋並木一里塚を巡回するようになる。また、その職制は大目付・勘定奉行の加役であったため、中途半端であいまいな性格を内包していたとする。

そこで、五街道見分の史料をみると、明和9年(1772)には¹⁰⁵⁾、

明和九辰年二月、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中宿々御料者御代官領主者領主家来於御勘定所申渡、(中略)右之趣村々江申渡、各々も無怠懈可被心得候、勿論御勘定所ノ差遣候御用往来之者者、並木之様子見分爲致、若等閑之取計方有之候ハ、急度相糺ニ而有之候条、此旨可被相心得候以上

辰二月

とあり、「御用往来之者」が並木の見分をしたことがわかる。「御用往来之者」についてみると、

寛政二戌年(1790)九月

道中奉行江

五街道往還並木之儀、手入植足シ並土手築立、田畑境定杭立木之儀迄、宝暦年中も相触、其後安永年中も猶又、……、右之通、松 伊豆守殿被仰渡候間、被得其意、宿場並間村々へ可申渡、各ニも無怠慢可被心得候、勿論御勘定所より差遣候御用往来之者へ、並木之様子見分爲致、……¹⁰⁶⁾

というように、道中奉行宛に「御用往来之者」を派遣すると通達しており、その構成員は道中奉行とは別に、勘定専任の者がおこなったことがわかる。更に、享和3年(1803)¹⁰⁷⁾にも、勘定から道中並木の見分に行く旨の記事があり、明和から享和頃には、勘定専任者が道中奉行とは別にチェックをしていたことがわかる。このことが何を意味するか確定できる史料はないが、勘定と道中奉行との間に、

何らかの軋轢があった可能性がある。

明和の時期は勘定所が財政の儉約令を出した時期であり、特に普請役入用を削減したという¹⁰⁸⁾。一方で、その直前の宝暦期には、道中奉行からは五街道の並木保護の通達¹⁰⁹⁾がしばしば出されていた。また、天明期に並木から出た損木は道中方によって道橋普請に使用せよとしている¹¹⁰⁾史料があり、道中方の意思が示されている。拙稿で指摘した土気・東金両街道での宝暦末の並木伐採、薪廻送計画は、まさにこのような状況の中で行われたことになる。

その後五街道では、文政5年(1822)から天保13年(1842)頃に、勘定奉行と大目付が並木保護について細かく指示を出している史料がある¹¹¹⁾。道中奉行という名称は用いていないものの、その役割がこの頃まではある程度維持されていたことがわかる。天保14年(1843)以降の五街道の並木についてみると、この年に「往還並木御掛御役人衆中様」あてに記された史料がある¹¹²⁾。

右者御勘定飯田文右衛門様、御普請役小宮辰之助様、長沢長蔵様・桑田歳兵衛様、日光道中・中仙道御上り被成、東海道御下り二而十一月十七日当地御見分被遊候、蒲原宿御泊り二而宿村役人三判持参罷出候処、左之通り被仰渡候
苗木用意分

一 苗木七拾本 洞村

一 苗木七十本 西倉沢村 ……

道中方¹¹³⁾である飯田文右衛門が五街道道筋道橋並木御見分として、普請役とともに廻村した。その目的は並木の確認と保護育成¹¹⁴⁾で、飯田の巡回が判明している地域は武蔵国・日光道で春日部、駿河国・東海道を由比、興津、三河国・東海道を二川・大岩、信濃国・中山道で塩尻など¹¹⁵⁾がある。

しかし天保末以降になると、五街道の並木保護に関する触書・見分等は、一旦見られなくなる¹¹⁶⁾。一方、関東筋ではこの時期に御

林手入方掛が設置され、御林の整備、御用材の伐りだしなど様々な形で活動を開始する。その後、万延元年(1860)に再び道中方と思われる「五街道道筋道橋見分掛」が中山道の並木を見分するが¹¹⁷⁾、それは御林手入方掛の活動が休止していた時期と重なる。さらに、文久元年(1861)末以降は、道中方による五街道並木に関する保護の触書等がみられなくなり、御林手入方掛が活動を再開した時期と一致する。このように、幕末の道中方の並木保護活動と、御林手入方掛の活動は同時には行われていない。

VI. おわりに

これまでの検討で明らかとなった点についてあげると、

(1) 土気・東金両街道は、商品運搬路であったと同時に、将軍の御成およびその名代通行に利用された。街道の管理は一般の脇往還とは異なり、地域の領主ではなく、幕府代官が一括して行っていた。その並木が整備された発端は、将軍通行のためと考えられ、それ以降も名代の通行があったため、整備が続けられた。

(2) 幕末期に用材確保政策の一つである御林手入方掛の活動が、土気・東金両街道の並木にも及んだ。それは単に見分だけでなく、財政上でも御林と同様の扱いであった。これらから、この並木が関東筋御林と同様に木材供給地のひとつとして扱われたことがわかる。

(3) 幕府が発した御林に関する達や申し渡しに、並木が並記されている例があり、また並木を指して「御林」と呼ぶ例が多く見られる。御林帳に相当する御並木帳がある一方で、並木の情報は御林帳にも記されていた。御林と並木の記録を同一の文書内に記載した例もあり、両者の関係は非常に緊密であった。

(4) 五街道では明和～享和頃に、勘定の

「御用往来之者」が道中方とは別に並木の見分をし、勘定が直接並木を把握しようとした。また、天保14年(1843)の道中方の廻村以降、道中奉行による並木保護の奨励文書は一旦みられなくなるが、御林手入方掛の活動が休止された時期では、再び道中方が見分を行う。しかし文久元年(1861)末に御林手入方掛が再開して以降は、道中方の並木に関する動きはなくなる。

以上から、幕府にとって街道並木は、これまで論じられてきた、街道の設備や将軍への馳走としての側面以外に、御林の樹木と近い存在として考えられていたことが明らかとなった。特に幕末においては、台場建設・京都御所再建・大船建造といった用材確保に迫られ、同時に江戸での薪炭価格高騰といった木材の需要供給に緊迫感を持っていた幕府¹¹⁸⁾は、土気・東金両街道の並木もその供給対象としていた。また道中方と御林手入方掛の活動が交互に行われたことから、五街道の並木もまた用材として勘定方の視野に入っていたと考えられる。

本稿では、土気・東金両街道以外の脇往還にあたる並木について、検討することができなかった。明治末期の地形図をみると、他地域の脇往還にも並木を表す記号がみられる¹¹⁹⁾。それら地域でも今後史料の探索をする必要がある。また、明治以降にこれらの並木がどのような経過をたどり、現在に至るのか、五街道を含めて検討してゆくべきと考えている。

(南山大学・非)

【付記】

本稿は歴史地理学会第193回例会にておける口頭発表内容を加筆修正したものである。

本稿の作成にあたり、故土田良一氏、小野寺淳氏(茨城大学)、白井豊氏(千葉県立中央博物館)には貴重な御助言をいただいた。古文書の閲覧・利用では、千葉市立郷土博物館、音羽町史

編纂室(萩原正彦氏)、豊川市二川宿本陣資料館(三世善徳氏)、御油の松並木資料館に協力・助言をいただいた。古文書の解読には、白井千万子氏(千葉市内中学校教諭)、林順子氏(岐阜大学・非)に御教示を受け、英文要旨は、秋元恵子氏・ロバート・リスティック氏の協力をいただいた。ここに記して御礼申し上げます。また、本稿はもとの勤務先である千葉県立中央博物館での、調査研究活動が基礎となっており、博物館および助言をいただいた館員に感謝いたします。

【注】

- 1) 瀧川政次郎「平安京の街路樹」、道路の改良15-2, 1933, 23-32頁。
- 2) 『信長公記』巻8, 天正3年(『戦国史料叢書2』164頁)。
- 3) 並木研究の先駆けとしては、公園緑地協会による路傍樹特集が挙げられる。公園緑地協会「路傍樹特輯号」、公園緑地3-7, 3-8, 1939。3-7では巻頭に日本・海外各地の並木道の写真を掲載し、河合喜代治報告「東海道往還並木資料」、峯村國吉報告「日光街道杉並木資料」、水谷駿一「並木」など、街道並木についての歴史や史料が多く掲載されている。また、3-8「全国路傍樹調査一覧」には、当時存在した並木の名称・所在・樹種・本数・延長・樹齢・植栽形状・沿革・管理者・備考として当時の生育状態などが記されている。土気・東金両街道の並木の報告は含まれていないが、これまでほとんど着目されたことがなく、今後その史料価値は見直されるべきであろう。
- 4) 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』、臨川書店、1974(刀江書院、1931)、215頁。
- 5) 堀江保蔵「徳川時代の陸上交通」、経済史研究11-3, 1934, 235-248頁。
- 6) 濱村正三郎「一里塚と並木」、経済史研究11-5, 1934, 513-524頁。
- 7) 土木学会編『明治以前日本土木史』、岩波書店、1936, 969-988頁。
- 8) ①渡部英三郎『日本陸運史』、青葉書房、1944は古代以来の並木について検討している。また②大島延次郎『日本交通史概論』、

- 吉川弘文館，1964は五街道以外の並木についても紹介している。
- 9) 松自体に関する研究として、高嶋雄三郎『ものと人間の文化史16松』，法政大学出版局，1975。有岡利幸『松と日本人』，人文書院，1993。同『松 日本の心と風景』，人文書院，1994。また絵図の記載から景観の一つとして、深井甚三「十七世紀後期における東海道の景観と沿道の人々―東海道絵図」(国会図書館蔵，板本「東海道分間絵図」をとおして-)，交通史研究26，1991，1-29頁。並木の植栽範囲について絵図と現状との比較，大和田公一，伊藤潤『箱根旧街道石畳と杉並木』，神奈川新聞社，1997。道路の歴史の一部として国外の並木道も扱った，武部健一『道のはなしⅠ』，技報堂出版，1992，といった視野を広めた研究も行われるようになった。
 - 10) ①児玉幸多「道路の歴史」，学習院史学1，1965。②丸山雍成「近世の交通と管理」(豊田武・児玉幸多編『体系日本史叢書24 交通史第3章第1節』，山川出版社，1989)。③同「第三編，1江戸幕府の交通政策2五街道と脇街道」(児玉幸多編『日本交通史』，吉川弘文館，1992)。
 - 11) 前掲8) ②144頁。
 - 12) 山本光正「第一章近世の東海道」(神奈川東海道ルネッサンス推進協議会編『神奈川県の東海道上』，神奈川新聞社，1999)，123-124頁。大和田公一「並木」(同『神奈川の東海道下』，神奈川新聞社，2000)，44-47頁。豊橋市美術博物館編『東海道宿駅設置400年記念歴史の道東海道』，同館発行，2001。
 - 13) 土田良一「江戸時代の街道景観―並木と橋―」，交通史研究41，1998，31-55頁。
 - 14) 前掲6)。
 - 15) 前掲7) 979頁。
 - 16) 平澤毅「近世以前の日本における並木の成立と発展」，国際交通安全学会誌 (IATSS Review) 22-1，1996，4-12頁。氏は前掲3)の「全国路傍樹調査一覧」により，並木の目的を14分類しておりそのひとつに用材利用を挙げている。
 - 17) 農林省山林局編『徳川時代における林野制度の大要』，林野共済会，1954。
 - 18) 浅井潤子「御林山における幕府林業政策―伊豆天城御林山について―」，日本歴史351，1977，1-18頁。
 - 19) 所三男『近世林業史の研究』，吉川弘文館，1980。
 - 20) 前掲19) 104頁。
 - 21) 君塚仁彦「江戸城御用炭役と村―武州における一事例―」，関東近世史研究25，1989，31-55頁。
 - 22) 大友一雄「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策―江戸近国御林の役割・機能の側面―」，徳川林政史研究所紀要昭和58年度，1984，83-110頁。同「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争―相州丹沢山御林における御林炭生産の実態―」徳川林政史研究所紀要昭和60年度，1986，49-95頁。
 - 23) 酒井右二「貞享～正徳期関東筋幕府林の支配状況―利根川水系の平地林地帯を中心に―」，『金鏡叢書』第16輯，思文閣出版，1989，49-83頁。
 - 24) 大友一雄「幕末期関東筋御林の機能と支配―御林手入方掛の分析を通じて―」，徳川林政史研究所紀要昭和62年度，1988，13-50頁。
 - 25) 秋元悦子「千葉県立中央博物館蔵「明和五年土気東金街道御並木絵図」について」，千葉県立中央博物館研究報告―人文科学―6-1，1999，17-33頁。
 - 26) 土気・東金両街道に関するこれまでのおもな研究には，①古川力「九十九里浦の干鯛陸送と東金街道」，(千葉県郷土史研究連絡協議会編『房総漁村史の研究』(郷土研叢書Ⅲ)，千秋社，1983)，36-86頁。②千葉県教育庁文化課編『千葉県歴史の道調査報告書9 御成街道附土気街道・東金街道』，千葉県教育委員会，1989等があるが，並木に関する記載はない。
 - 27) 本保弘文『東金御成街道』，聚海書林，1991，107頁。
 - 28) ①山本光正「近世における房総の交通について(上)(下)」，千葉県の歴史11/12，1976，17-24/26-36頁。②同「五街道の付属街道に関する一考察―特に水戸佐倉道を中心として―」，国立歴史民俗博物館研究報告第50

- 集, 1993, 201-217頁。
- 29) 前掲10) ②, 129, 132頁。
- 30) 前掲25) 22頁。
- 31) 前掲28) ②214頁。五街道の付属街道である水戸佐倉道が, 途中から道中奉行の支配下ではなくなることを指摘し, 幕府が「房総を要塞化しようとしたのではないだろうか」とある。
- 32) 前掲27)。御成街道については本保のホームページがあり詳細な検討を見ることができ。http://homepage1.nifty.com/togane-onarikaido/
- 33) 前掲26) ①。
- 34) 寛政10年(1798)に中野村と野田村の荷継争論(「乍恐以書付御訴訟奉申上候」, 千葉市史編纂委員会編『千葉市史史料編4』, 千葉市, 1983, 138頁)のなかで, 「御先代御上様御代, ……御成以上九ヶ度御通筋千葉町より土気町迄……。御成道土気往還と唱都而御公用御伝馬継立御鷹御用相勤……」とある。さらに, 文政4年(1821)にも, 野田村は「御成道土気往還と唱御並木有之」としている(「土気町荷継争論につき野田村口上書」, 『千葉市史史料編4』, 143頁)。また, 元禄4年(1691)「平十文字内野入会裁許絵図」木村正蔵(『千葉市史史料編6』, 千葉市, 1988, 708頁,)や享保20年(1735)の「高津戸村絵図」木村正蔵(千葉市史編纂委員会編『絵にみる図でよむ千葉市図誌下』, 千葉市, 1993, 584頁)には土気街道を指して「御成街道」と記載されている。
- 35) 宝暦12年(1762)「荷物附越出入之儀に付土気町返答書」吹野よし蔵(千葉県史編纂審議会編『千葉県史料近世編上総国上』, 千葉県, 1960, 457頁)。
- 36) 『台徳院御実紀巻25』慶長十九年正月16日(『改訂増補国史体系38』, 吉川弘文館, 1930, 646頁), 『台徳院御実紀巻39』元和元年11月16日(『改訂増補国史大系39』, 吉川弘文館, 1930, 75頁)。
- 37) 本保弘文「徳川家康と東金御成街道」, 史談会報19, 船橋市史談会, 1999, 16頁掲載表参照。
- 38) 川名登コラム, 習志野市史編集委員会編『習志野市史』第2巻史料(1), 習志野市, 1986, 962頁。
- 39) 『台徳院御実紀巻55』元和7年11月「采邑上総金親村にて御膳を献じ…」とある。(『改訂増補国史大系39』, 吉川弘文館, 1930, 218頁)。
- 40) 金親村には, 家康が泊まったという伝説のある真言宗の金光院(現千葉市若葉区)がある。
- 41) 『大猷院殿御実紀巻16』寛永7年11月(『改訂増補国史大系39』, 吉川弘文館, 1930, 496頁)。
- 42) 宝暦10年(1760)「東金町明細帳」清水浦次郎文書121(前掲35)380頁)。文政6年(1823)「人馬一件日記録」(『千葉市史史料編2』, 1977, 207頁)。天保14年(1843)同前196/201/203頁。天保15年(1844)「千葉郡右六ヶ村村々組合御願之事」(『千葉市史史料編2』, 327頁)。安政6年(1859)「御裁許・濟口証文写」太田武夫文書365(『千葉市史史料編5』, 1987, 465頁)。嘉永5年(1852)「今井泉水の野田村組合遍田村平山村願書写」(『千葉市史史料編4』, 176頁)。同年「乍恐以書付御歎願奉申上候」和田茂左衛門文書16(千葉県史編纂審議会編『千葉県史料下総国下』, 千葉県, 1958, 81頁)。ほか。
- 43) 前掲13)。
- 44) 享和3年(1803)「享和3年東金新街道並木立枯風折調」写, 篠丸頼彦蔵(八街町史編纂委員会編『八街町史料集3』, 八街町, 1974, 44頁)。管見の限り御成街道の並木に関する史料はこれのみである。
- 45) 寛文6年(1666)「大木戸村と越智村野論絵図写」石井良之介文書1-1(『千葉市史史料編6』, 648頁)。
- 46) 元文4年(1739)「先祖金右衛門重郎左衛門伝書」石井宋司文書9(『千葉市史史料編5』, 364頁)中に, 延宝2年に調査を行った記録がある。
- 47) 貞享4年(1687)「上総国下総国東金御成道並松立枯木御改預り帳」石原喜男鷹文書3(『千葉市史史料編5』, 130頁)。安永2年(1773)「野田村諸記録」今井喜夫蔵(『千葉市史史料編4』, 8頁)には延享3年(1746)の代官に

- よる改めの記録がある。また、前掲25)拙稿の注⑧では元禄13年(1700)・宝永5年(1708)・宝暦12年(1762)も「改め」として扱ったが、立枯改め・切り払いといった内容で、網羅的調査とは言い切れないので、本稿では除くこととする。
- 48) ①明和5年(1768)「土気海道野田村御並木改帳」*森田毅蔵(『千葉市史史料編4』, 248頁)。②明和5年「東金海道御並木改帳」*石原憲男曆文書55(『千葉市史史料編5』, 153頁)。③寛政8年(1796)「御並木改帳」*森田毅蔵(『千葉市史史料編4』, 249頁)。④享和2年(1803)「東金海道往還御並木木数改帳」*石原憲男曆文書75(『千葉市史史料編5』, 154頁)。⑤弘化3年(1846)「御並木書上扣帳」永野秀夫蔵(『千葉市史史料編4』, 399頁)。⑥安政5年(1858)「土気東金両往還御並木木数改帳」*石橋三知子蔵。⑦明治2年(1869)「土気東金両往還御並木木数改帳」*石橋三知子蔵。
- 49) 「宿村大概帳」は、児玉幸多校訂『近世交通史料集』4.5.6, 吉川弘文館, 1967-72。明治5年(1872)「宝飯郡小坂井村指出明細下帳」(近藤恒次編『宝飯地方史資料3』, 愛知県宝飯地方史編纂委員会, 1957, 26頁)。
- 50) ①貞享3年(1686)「成田村田畑並諸役指出帳」(成田市史編さん委員会編『成田市史近世編史料集5上』, 成田市, 1976, 53頁)には、佐倉道の並木松350間の記載がある。②享保8年(1723)「下総国印旛郡埴生香取の内淀領郷村帳」(印旛村史編纂委員会編『印旛村史近世編史料集1』, 印旛村, 1982, 503頁)。③文化6年(1809)「下総国葛飾郡小金領之内花野井村郷差并文化6年増減書上帳」(柏市史編纂委員会編『柏市史資料編7』, 柏市, 1970, 21頁)。ほか多数にも佐倉街道の並木の記載がある。
- 51) 安政3年(1856)「乍恐以書付奉願上候」*森田毅文書狀286(『千葉市史史料編4』, 238頁)。
- 52) 文久3年(1863)「御並木風損木立枯木, 夫々御吟味書・御先触御廻状写致度扣」*石原憲男曆蔵(『千葉市史史料編5』, 157頁)。内容は万延2年(1861)~文久3年まで。
- 53) 前掲24) 13-50頁。
- 54) 前掲24) 32頁。
- 55) 前掲48) ⑥。
- 56) 前掲24) 21頁表参照。
- 57) 根戸村は万延元年「御林御用留」(柏市史編さん委員会編『柏市史資料編8』, 柏市, 1979, 54頁)。白井町は「安政御用留日記/覚」(白井町史編さん委員会編『白井町史史料集3』, 1992, 342-344頁)。
- 58) 大友も言及しているが(前掲24) 19頁, 御林手入方掛の管理下においても, 「代官が御林支配から全く離れたわけではな」く, 手代も並木の控帳を所持していたのであろう。
- 59) 前掲52)。
- 60) 前掲24) 35頁。
- 61) 「乍恐以書付奉願上候」一御薪百束ニ付 但長卷尺八寸 式尺七寸繩 尺ノ卷本拾式束之積 伐吏繩ノ賃銭一式入用 代永五百四十三文 内永二百五十四文 差引内永式百九十八文 右者当村薪売買直段御糺ニ付与取調候処書面之通相違無御座候以上 文久元年酉年十一月 戸田河内守知行所 下総国千葉郡川井村 組頭傳右衛門 甚左衛門。(石原文書)資料の内容から, 曾我野河岸までの運賃, 江戸迄の船賃が支払われておらず, 実際には江戸に廻送されなかった可能性もあるが, 廻送を前提として扱われたことはわかる。
- 62) 「根戸村御用留374」(柏市史編纂委員会編『柏市史資料編9』, 柏市, 1973, 143頁)。
- 63) 前掲24) 35頁。
- 64) 前掲48) ⑥。「奉差上御請書之事」(中略)右者私共村々前書之通風損立枯木之分取御拂奉願上候処願之通り被仰付難有奉存然ル上者代永出府次第者藤加へ兵衛様御役所江御上納而仕候依之御口去奉差上候以上 安政四巳年三月 村役人中口口。
- 65) 前掲24) 23頁。
- 66) 村上直, 荒川秀俊編『江戸幕府代官史料県令集覧』, 吉川弘文館, 1975。
- 67) 享保12年(1727)「下総国千葉郡和泉村差出帳」, 太田武夫蔵(『千葉市史史料編5』, 401頁), 宝暦13年(1763)「仁戸名村差出帳」, 安藤岩夫蔵(『千葉市史史料編2』, 240頁)等に

- は、御薪として御林の木を江戸へ出荷している記録がみられる。
- 68) 嘉永2年(1849)「坂月村諸書留」, 高梨勝男蔵(『千葉市史史料編2』, 620頁)の中に、坂尾村五郎林のことが記されている。
- 69) 嘉永3(1850)年「免状・用水・並木・御林・寺社等古書付帳のうち鎌池台官有林払下げ入札」, 吉田公平蔵(『千葉市史史料編2』, 118頁)。安政4年(1857)「諸願書扣のうち(3)乍恐以書付奉願上候」(『千葉市史史料編4』, 317頁)で長谷部御林の払い下げ, 慶応2年(1866)「表書之通相違無之もの也」日暮甚七文書199(『千葉市史史料編7』, 1989, 69頁)で平川村御林の払い下げなどがあり, さらに明治になっても, 御林からの薪は津出ししていた。
- 70) 前掲19) 96頁。
- 71) 荒井顕道編滝川政次郎校訂『牧民金鑑上』, 刀江書院(誠文堂新光社昭和10年刊の複製), 1969, 734頁。
- 72) 前掲71) 736頁, また, 村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』, 近藤出版社, 1981, 321頁にも同様の文を引用している。
- 73) 前掲17) 34頁。前掲24) 17頁。
- 74) 明和7年(1770)「御林?往還並木立枯其外御拂吟伺之義ニ付御達」『榑彝監祥録6』(農林省編『日本林制史資料3』, 臨川書店(昭和5年朝陽会刊の複製), 1971, 542頁)。
- 75) 安永4年(1775)「支配勘定・御普請役在勤序, 荒所起返, 且小物成, 諸運上吟味可致旨被仰渡, 御勘定奉行申渡之覚」, 『刑銭須知9』(大蔵省編『日本財政経済史料4上』, 財政経済史料研究会(大正11年財政経済学会刊の複製), 1971, 459頁)。
- 76) 安永7年(1778)「御代官御預所役人え申渡」, 『御触書天保集成4666』(児玉幸多・大石慎三郎編『近世農政史料集2江戸幕府法令下』, 吉川弘文館, 1968, 193頁)
- 77) 播磨国飾東郡地方支配条目(元禄3年以前), 三河国加茂郡『五人組異同辨』(小野武夫編『近世地方経済資料3』, 吉川弘文館, 1958, 220頁)。
- 78) 山口隆治『加賀藩林制史の研究』, 法政大学出版局, 1987, 81/142/168頁他。
- 79) 前掲50) ③。
- 80) 享保19年(1734)「下総国香取郡七沢村田畑差出帳」七沢区有文書7(下総町史編さん委員会『下総町史近世編史料集1』, 下総町, 1985, 375頁)。
- 81) その他の例としては, 文政10年(1827)「成田村差出帳」豊田文雄文書c・成田山資料館蔵, (前掲50) ①61頁。享保8年(1723)「埴生郡成田村御指出シ帳」豊田文雄文書c・成田山資料館蔵, (前掲50) ①56頁。寛保元年(1741)「大室村郷差出帳」, (前掲50) ③454頁。明和8年(1771)「下総国香取郡大菅村御差出帳」, 前掲80) 377頁。明和9年(1772)「下総国埴生郡龍角寺村御指出シ明細帳」龍角寺区蔵(『栄町史資料集1』, 栄町, 1972, 70-71頁)。天明6年(1786)「下総国香取郡七沢村御差出明細帳」, 前掲80) 385頁。天保3年(1832)「御用留」岡田家文書, (流山市立博物館編『流山市史近世資料編6』, 流山市教育委員会, 1995, 17頁)。天保4年(1833)「御用留帳」安川厚蔵(船橋市史編さん委員会編『船橋市史史料編3』, 船橋市, 1990, 47頁)。弘化3年(1846), 嘉永2年(1849), 文久3年(1863)「御林並木下草刈人足の件」, (前掲62) 142-144頁。などがある。
- 82) 前掲44)。
- 83) 星久喜村で官林(旧御林)と並木の報告を同時にしている。嘉永3年(1850)「免状・用水・並木・御林・寺社等古書付帳のうち官有林面積, 往還並木数調」吉田公平蔵(『千葉市史史料編2』, 115頁)。
- 84) 前掲23) 63頁。
- 85) 前掲17) 45頁。前掲19) 107~112頁。
- 86) 並木に関する記録帳の題名は, 「木数改帳」「往還並木木数書上帳」など一定でないため, 本稿では「御並木帳」としてこれらの類を表すこととする。
- 87) 文政5年(1823)「五街道取締書物類寄忒拾之帳/街道往還筋之武/並木之類」(児玉幸多編『近世交通史料集』2, 吉川弘文館, 1968, 130頁), に, 「木数改帳」を添えて申し出るとの内容がある。
- 88) 寛政6年(1794)「御林並木本数改帳」(愛知県宝飯地方事務所編『宝飯地方史資料1, 宝飯

- 地方史料目録』、愛知県宝飯地方史事務所、1955)、文政5年(1822)「東海道往還並木」赤坂松平家文書(音羽町史編さん委員会『音羽町史(史料編2)近世赤坂宿史料』、音羽町、2001、528頁)、天保14年(1843)「往還並木書上帳」赤坂村田家文書同前書、529頁。
- 89) 慶応3年(1867)「御油松並木調査書」(近藤恒次編『宝飯地方史資料2、東海道御油・赤坂宿交通史料』、愛知県宝飯地方史編纂委員会、1955、150頁)。
- 90) 天保14年(1843)「由比宿興津宿間の往還並木書上帳」(「御用留」より、池田昌治蔵)、『静岡県史資料編13近世5』静岡県、1990、127頁)。
- 91) 元文4年(1739)「往還並松木数寸間書上帳」* (二川区有文書106、豊橋市二川宿本陣資料館編『郷土資料展Ⅲ二川区有文書』、豊橋市二川宿本陣資料館、1994、106頁)ほか8点。
- 92) 前掲48)。
- 93) 弘化3年(1846)「堤御並木通木数御改帳」(川越市教育委員会編『川越市指定文化財古文書目録2』、川越市教育委員会、1985、45頁)。
- 94) 前掲90)。
- 95) 前掲72)。
- 96) ①豊橋市二川宿本陣資料館編『郷土資料展Ⅲ二川区有文書』豊橋市二川宿本陣資料館、1994所載、資料番号2507、2512、2519。②同編『郷土資料展Ⅳ山本家・大岩区有文書』、1995所載、資料番号2330、2333、2334、2335、2345、2347、2348、2349、2360、2361。
- 97) 前掲96) ②大岩区有文書2330。
- 98) 豊川市御油の松並木資料館、御油連区蔵。
- 99) 北條浩「官林の成立と初期官林政策」(『金鯉叢書』第5輯、徳川黎明会、1978、144-173頁。同「日本近代林政史序説」、徳川林政史研究所紀要昭和62年度、1988、77-111頁)。
- 100) 明和5年(1768)「御並木御改ニ付諸事覚書」森田毅蔵(『千葉市史史料編4』、248頁、前掲25) 29-30頁参照)。
- 101) 宝永7年(1710)「御林改帳」平川村町有文書(『千葉市史史料編7』、65頁)があるが、この中に並木の記載はみられない。平川村の並木は明和五年の絵図によると、498間、約900メートルある。宝永期の御林帳から明和期の文書までは58年間もの時間差があり、その間に記載方式が変更された可能性もあり、該当地域の明和期の御林帳が残存していないため確認することができない。
- 102) 前掲48) ①、②)。
- 103) 寛政3年(1791)「(東金往還並木木数および損木書上)」*石原熹男曆文書66(『千葉市史史料編5』、154頁)。
- 104) 前掲10) ②122-128頁)。
- 105) 明和9年(1772)「御触御書付留」65(児玉幸多編『近世交通史料集10』、吉川弘文館、1980、267頁)、また安永10年(1781)「御触御書付留」73(同前書270頁)にもみられる)。
- 106) 寛政2年(1790)「荒井頭道編滝川政次郎校訂『牧民金鑑下』、刀江書院(誠文堂新光社昭和10年刊の複製)、1969、554頁)。
- 107) 「道中並木之事、五街道往還並木之儀、……御勘定所より差出候御用往来之者も、其節見分いたし、……」『新選憲法秘録1』(大蔵省編『日本財政経済史料4下』、財政経済史料研究会(大正11年財政経済学会刊の複製)、1971、128頁)。また同文が「家斉時代658」(児玉幸多編『近世交通史料集9』、吉川弘文館、1979、118頁)、波田野富信編『中山道交通史料集2 御触書の部』、吉川弘文館、1984、231頁にも所収)。
- 108) 中井信彦「転換期幕藩制の研究」、塙書房、1976、33-43頁)。
- 109) 『令條秘録』宝暦12年(1762)6月(大蔵省編『日本財政経済史料4下』、財政経済史料研究会(大正11年財政経済学会刊の複製)、1971、1084頁)、『憲法部類乾』宝暦12年(前掲7) 978頁)。
- 110) 天明5年(1785)「泉氏雑記・帳面方諸書付」(農林省編『日本林制史資料4』、臨川書店(朝陽会昭和9年刊の複製)、1971、298頁)。
- 111) 文政5年(1822)7月「五街道取締書物類寄式拾之帳／街道往還筋之武／並木之類」(児玉幸多校訂『近世交通史料集2 五街道取締書物類寄』、吉川弘文館、1968、121頁)。文政7年(1824)8月同前135頁。文政6年(1823)6月「触書」『新選憲法秘録』(農林省編『日

- 本林制史資料3』、臨川書店（朝陽会昭和5年刊の複製）、1971、248頁）。天保7年(1836)4月「宿触」（波田野富信編『中山道交通史料集3』、吉川弘文館、1984、158頁）。天保13年(1842)9月「荷物費目改所一件乾」（大蔵省編『日本財政経済史料4下』、財政経済史料研究会（大正11年財政経済学会刊の複製）、1971、1089頁）。
- 112) 天保14年(1843)9月「粕壁宿並木植直同並木見分請書」中島修寄託埼玉県文書館「公用日記」所載（埼玉県編『新編埼玉県史資料編15近世6交通』、埼玉県、1984、342頁）。
- 113) 村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定書史料・会計便覧』吉川弘文館、1986、天保10年～嘉永3年に、道中方。飯田文右衛門はのち五街道宿々取締掛となる。
- 114) 天保14年(1843)10月「五街道道橋並木御見分御勘定飯田文左衛門様江書上候写」（波田野富信編『中山道交通史料集3』、吉川弘文館、1985、250頁）に、並木の本数、大きさの他に、今後の手入を良くするようにと記載されている。
- 115) 前掲90)、112)、114)。「御休泊記録御公儀一」*（『二川宿本陣宿帳』馬場家文書、豊橋市二川宿本陣資料館蔵）ほかに記録がある。
- 116) 前掲10)②、128頁では、「嘉永・安政以降、事実上その機能を麻痺したまま明治維新の変革を迎えた。」とある。
- 117) 万延元年(1860)「各宿村に対し往還並木保護ニ付申達」藤井嘉三蔵（関ヶ原町編『関ヶ原町史史料編3宿駅関係』、関ヶ原町、1978、949頁）。横山清太郎（所属不明）、岡田鐵助（普請役見習い）が見分している。岡田については、前掲113)参照。
- 118) 前掲24)
- 119) 古地図研究会編『明治大正日本五万分の一地図集成3』（内務省地理調査所、陸地測量部発行の複製）、学生社、1983の「熱田町」の飯田街道にも並木の記号がみられる。

注中の*印は、未翻刻資料を示す。なお、文書目録に題名がみられる場合は、*印に加えて()内にその出典を記してある。

The Relationship between Tree Vegetation on Highway Verges and *Ohayashi* during the *Edo* Period

An analysis of the highways linking *Shimousa* with *Toke* and *Togane* in *Kazusa*

AKIMOTO, Etsuko

The aim of this research is to make clearer the relationship between tree vegetation on highway verges and the forest belonging to the government called *Ohayashi* during the *Edo* period. Previous studies suggested that tree vegetation on highways was within the domain of transport history and *Ohayashi* was part of the history of forestry. When I reviewed a historical map of *Meiwa* 5 (1768) showing pine trees along the *Toke Togane Ryo Kaido* (from *Chiba* in *Shimousa* linking *Toke* and *Togane* in *Kazusa*), I learnt that there was a plan at the time to give part of the pine trees to *Edo* for taxation purposes. Up to this point there had been no examples of giving timber to the central government except from *Ohayashi*.

During the *Edo* period the *Toke* and *Togane* highways, considered to be secondary highways called *Wakiokan*, were thought only to have been transport routes for goods toward *Edo* from *Kujyukuri* beach on the west side of the *Bousou* peninsula. However, at the beginning of the *Edo* period, they had also been used by *Shoguns* and their *Myodai* as a route to and from the *Togane* hunting fields. Normally highways were under the control of the central government, *Daikan*, and the secondary highways, *Wakiokan*, were looked after by the local governments. But this was an exception. At the end of the *Edo* period, records show that an official from the department then known as *Kanjo*, that was responsible for looking after and harvesting *Ohayashi*, also checked tree numbers and sizes on both *Toke* and *Togane* highways. They were interested in the trees for use as firewood in *Edo*. Sold as firewood, as with income from sale of *Ohayashi* trees, the money was paid into the *Edo Bakurocho Daikan* account. Therefore, it can be seen that the trees on both highways were treated the same as *Ohayashi* tree vegetation.

Upon investigating the relationship between highway trees and *Ohayashi* further, notes from the Council in charge of *Ohayashi*, reveal some mention of highway trees. In addition, there was an official record of *Ohayashi* known as the *Ohayashi cho*, as there was also a record of highway trees. Furthermore, mention of highway trees was found in the *Ohayashi cho* as well. By looking at the policy documents relating to the five designated major highways, it is not surprising to find that at the end of the period, checks of size and number of highway trees and *Ohayashi* trees were carried out on an alternating basis.

The above suggests that during the *Edo* period, highway verge trees were similar to the *Ohayashi* trees in the timber supply program, especially toward the end of the period when demand was exceeding supply and the *Kanjo* department was feeling the pressure to meet this demand. Trees other than *Ohayashi* were thus utilised.

Although previous studies treated highway verge trees and *Ohayashi* as totally separate issues, my study shows that they were both considered as the timber source during the *Edo* period.

Key words: tree vegetation on highway verges, *Ohayashi*, *Edo* period, transport history, the history of forestry